

羽 幌 町

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (成年後見制度利用促進基本計画)

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月
羽幌町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1-5
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 他計画との関係	
5 人口等の推移と将来推計	
第2章 高齢者福祉施策の現状と今後について	
1 介護保険サービスの充実強化	6-22
2 地域支援事業の状況	23-32
第3章 計画の理念と目標	
1 基本理念と目標	33
2 目標を達成するための基本方針	34
3 基本方針を達成するための展開	35-42
4 日常生活圏域の設定	43
第4章 介護保険事業の推進	
1 介護保険サービスと見込み	44-50
2 介護保険料の算定	51
3 各所得段階の介護保険料	52
第5章 計画推進のために	53-54
第6章 羽幌町成年後見制度利用促進基本計画	55-57
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 成年後見制度について	
4 成年後見制度に関する羽幌町の現状	
5 具体的な取組	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和5年(2023)1月1日の羽幌町の人口は、6,361人で、そのうち高齢者人口は、2,767人で高齢化率は、43.50%であり北海道の平均高齢化率である 32.8%より高い水準となっています。

介護を社会全体で支えあう仕組みとしてスタートした介護保険制度は、少子高齢化に伴う75歳以上の高齢者人口の増加とともに、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、日常生活や介護に不安を抱える方が増えるなど、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

今後は、高齢者人口は減少傾向に移行することが予想されますが、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予測され、介護サービスを利用する方の増加が考えられます。特に、団塊の世代の方が75歳以上となる令和7年(2025)を迎えるにあたって、中長期的に介護保険事業を安定的かつ効果的に運営していくための目標を定め、高齢者を地域全体で支える仕組みである地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、第9期計画を新たに策定するものです。

3 計画期間

第9期計画は令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

4 他計画との関係

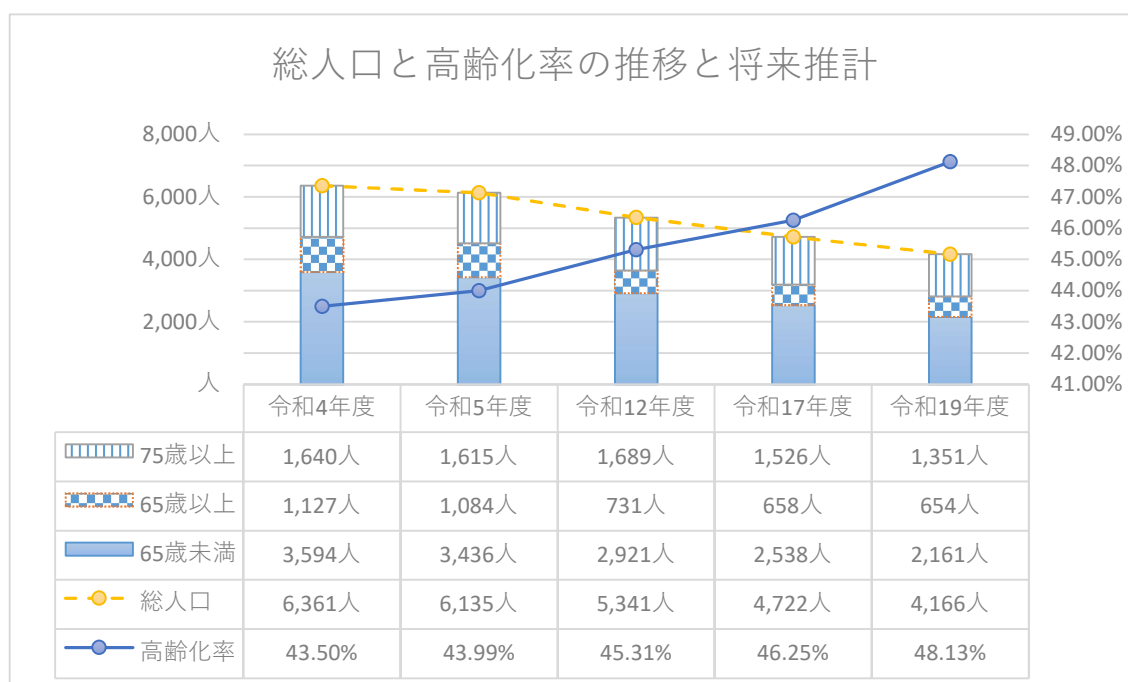
本計画は、羽幌町総合振興計画の基本目標である「医療体制・介護・福祉施策の充実」を目標とし、その他関連計画と整合を図りながら高齢者の福祉及び介護保険事業に関する本町の取組をまとめたものです。

5 人口等の推移と将来推計

① 総人口の推計

羽幌町の総人口は、令和5年(2023)1月1日現在では6,361人となっており今後も減少傾向が続いています。

将来人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」のデータを使用しています。

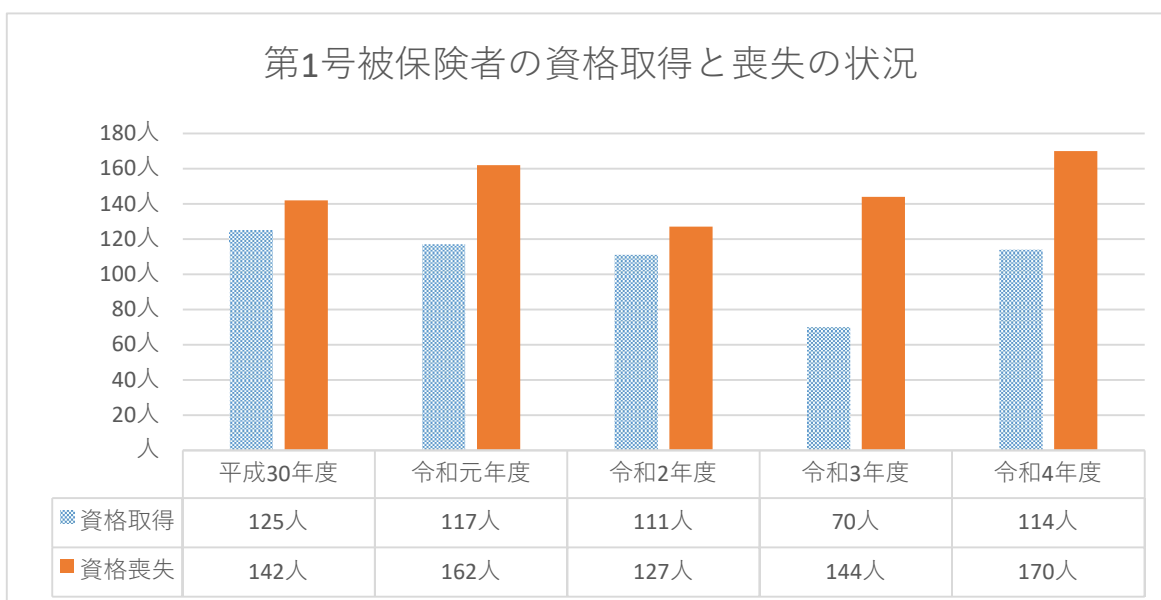
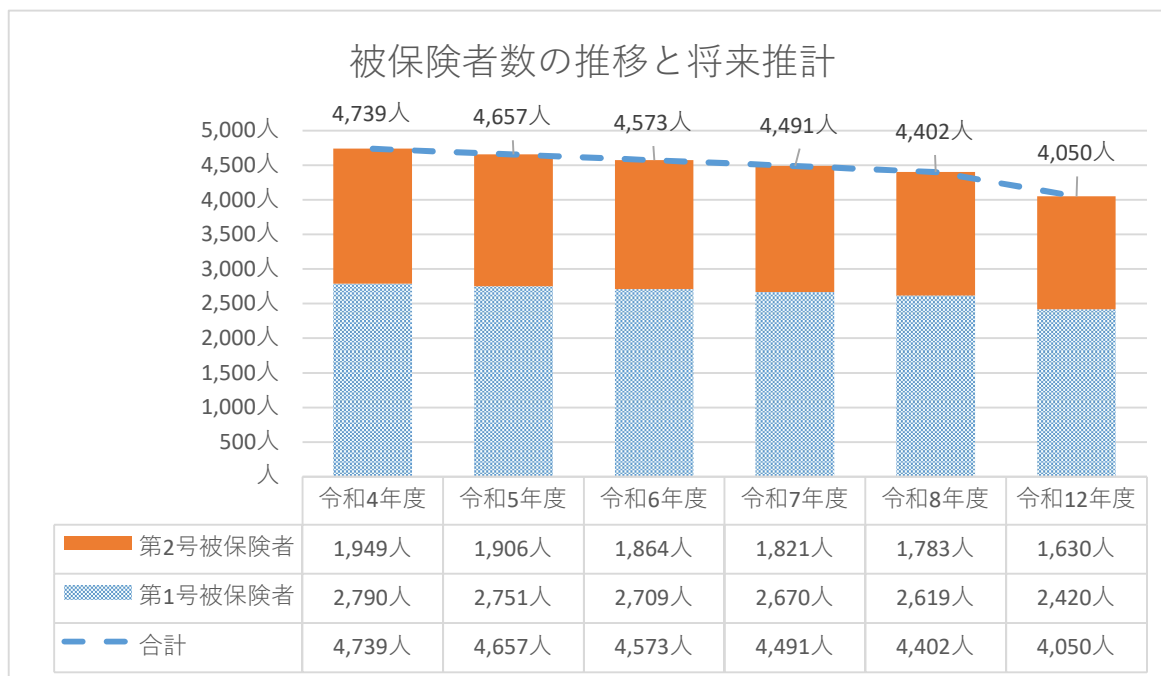


生活支援や介護のニーズが高まる75歳以上の人口は、令和7年に団塊の世代の方が75歳となり増加しますが、その後は緩やかな減少となる見込みです。

なお、担い手である現役世代(65歳未満)の人口は大きく減少していくと見込まれています。

② 被保険者数の推移と将来推計

被保険者数は、毎年減少しており、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、2,670人になると推計しています。



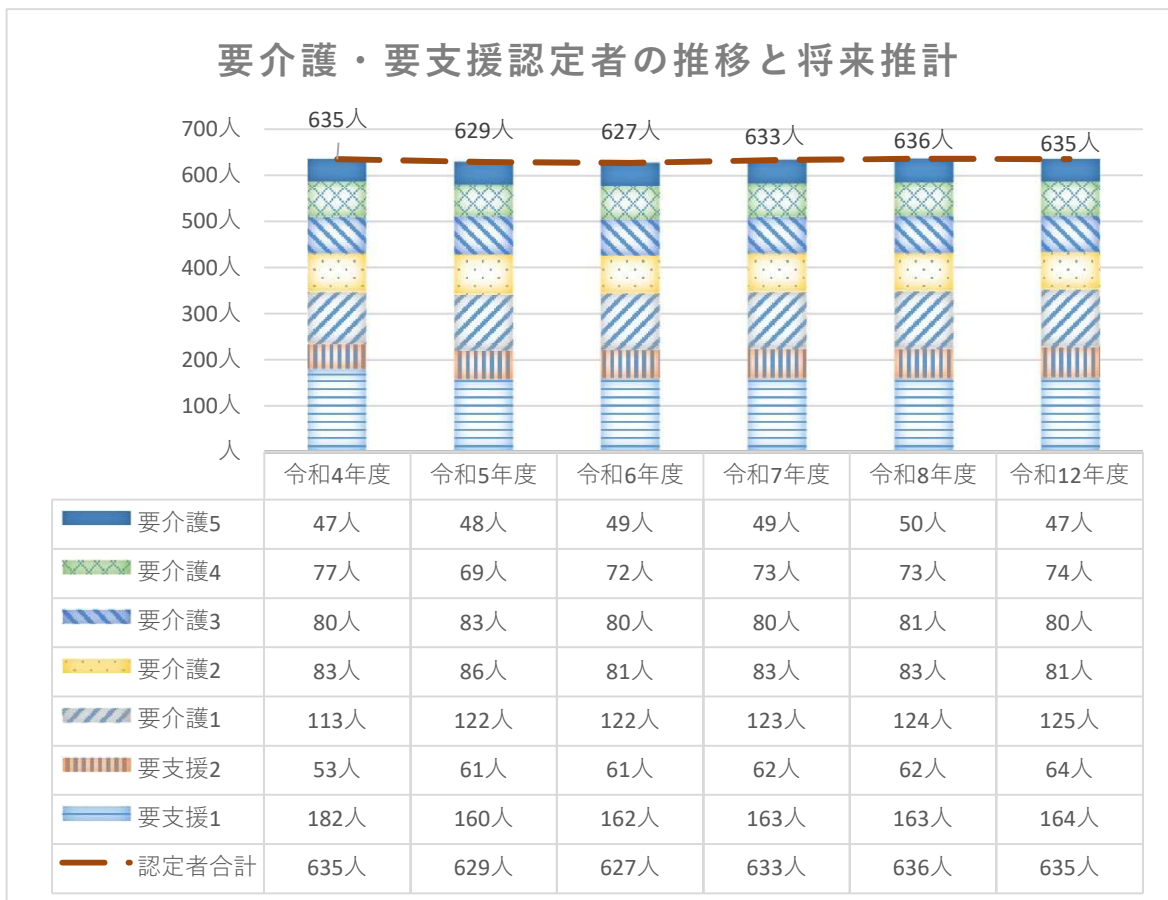
第1号被保険者数は、平成30年度から資格取得者より資格喪失者が増えたことで減少傾向となっています。

③ 要介護・要支援認定者の推移と将来推計

要介護・要支援認定者の将来推計は、過去の要介護認定区分ごとの伸び率を人口推計値に乗じて算出しています。

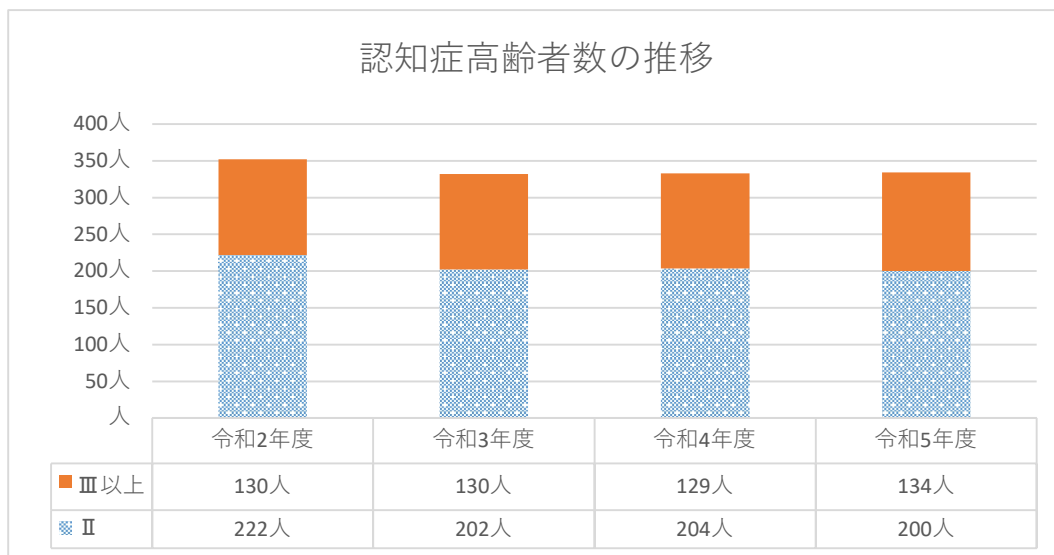
令和4年度から被保険者数は減少していますが、介護保険サービスを必要とする方は増加すると見込んでいます。

このことから、第9期計画では、要介護・要支援者数は微増としています。



④認知症高齢者数の推移

令和5年12月末時点の要介護認定者622人のうち、見守りが必要な自立度Ⅱの方と、介護が必要な自立度Ⅲ以上に当たる方は334人で、高齢者人口2,699人のうち12.37%の方が見守りや介護を必要とする認知症状があります。



認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

第2章 高齢者福祉施策の現状と今後について

1 介護保険サービスの充実強化

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

要介護者の自立と介護者の介護の負担を軽減するために、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、食事や排せつ、入浴の介助などの身体介護や掃除、洗濯、食事の準備や調理、買い物などの生活援助を行うサービスです。

■ 利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	76,140	82,258	80,641
事業量（回）	2,126	2,960	2,415
人数（人）	90	88	85

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

事業としては機能していますが、慢性的な人手不足の状況が続いています。今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、人材育成や制度改正に即した対応を進めます。

② 訪問入浴介護

自宅での入浴が困難な要介護者や通所サービスでの入浴が困難な場合、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

■ 利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	0	0	0
事業量（回）	0	0	0
人数（人）	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状、地域に提供事業者がありません。

類似のサービスが社会福祉協議会より「特殊入浴サービス」として用意されていますが、利用実績は令和4年度に2回のみであり、新たな事業者参入は難しい状況です。また通所介護によりニーズは充足していると捉えています。

③訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師が居宅を訪問し、主治医との密接な連携と訪問看護計画に基づき、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅で能力に応じ、自立した日常生活を営めるように療養生活を支援し、心身機能の維持・回復を目指すサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	19,257	17,641	18,008
事業量（回）	261	246	240
人数（人）	50	47	41

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状は事業所の数が少なく、将来的に在宅での看取りが一般的になれば、ますます人材も不足することが予想されます。今後のサービス供給力確保に向けて検討が必要です。

④居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な要介護者の家庭を訪問し、療養上の管理や介護者に対して指導を行うサービスです

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	3,941	3,646	4,970
人数（人）	39	37	45

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

高齢世代の増加により、これまで以上に必要度が高くなると思われます。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑤通所介護

利用者を自宅から日帰りでデイサービスセンターなどへ送迎し、食事や入浴のサービスの他、日常生活動作の機能訓練等を行うサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	97,988	91,225	95,055
事業量（回）	1,162	1,064	1,121
人数（人）	115	107	103

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

事業として機能しています、今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑥通所リハビリテーション

主治医の判断に基づき、利用者を自宅から介護老人保健施設や医療機関などへ送迎し、理学療法士や作業療法士による心身の機能の維持・回復や日常生活の自立支援を促す機能訓練を行うサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	1,472	1,825	1,041
事業量（回）	19	21	10
人数（人）	3	4	3

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

潜在的ニーズは高いと見込まれますが、施設や人材確保が大きな課題となっており、町内での提供は困難な状況です。通所介護等の他のサービスを組み合わせ、利用者の心身の機能維持に努めます。

⑦短期入所生活介護

要介護者が介護老人福祉施設などに宿泊し、食事や入浴、排せつなどの介護の他、心身機能の維持・回復を図るための機能訓練を受けるサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	16,656	17,588	16,404
事業量（日）	181	185	180
人数（人）	20	19	17

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

事業としては機能していますが、今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑧短期入所療養介護

要介護者が介護老人保健施設などに宿泊し、看護・医療の管理のもとで食事や入浴、排せつなどの介護の他、心身機能の維持・回復を図るための機能訓練を受けるサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	0	317	255
事業量（日）	0	2	2
人数（人）	0	1	1

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内での提供は困難な状況です。短期入所生活介護等の他のサービスを組み合わせ、利用者の心身の機能維持に努めます。

⑨福祉用具貸与

在宅での自立生活を支援するため、機能の低下した要介護者に対して、特殊寝台や車いすなどの日常生活用具の貸与を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	15,082	15,419	15,243
人数（人）	109	104	101

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

在宅での生活を継続するための環境整備を行う、もっともニーズが高いサービスの一つとして機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑩福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない腰掛便座や入浴用の椅子などを購入するサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	746	816	385
人数（人）	2	2	1

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

在宅での生活を継続するための環境整備を行う、もっともニーズが高いサービスの一つとして機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑪住宅改修

要介護認定を受けた利用者が居宅で生活するために、手すりや段差の解消、その他厚生労働大臣が定める介護に必要な住宅改修の際にかかった費用を補助するサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	1,558	1,383	2,567
人数（人）	2	1	2

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

事業としてはよく機能していますが、今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑫特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウス等に入所している要介護者に対し、食事や入浴、排せつなどの介護や機能訓練を行うサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	19,078	17,806	49,832
人数（人）	8	8	23

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

近年、都市部の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅へ住まいを移される方が増えてきている傾向が見られることから、今後も利用が増えると思われていますが、施設や人材確保が大きな課題となっており、町内での供給力強化は困難な状況です。

⑬居宅介護支援

要介護認定を受けた利用者が、介護サービスを円滑に、効果的に利用することができるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護にあたる家族を含めた要介護者本人の心身の状況や置かれた環境、介護に対する意向をくみ取り、利用するサービスの種類や内容を示す介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスを利用するためにサービス事業者との連絡・調整を行うサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	27,820	26,476	26,374
人数（人）	167	159	154

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

今後も教育や指導などサポート体制等の整備を図り、ケアマネジメント能力およびスキル向上に努めます。同時に制度改正に即した対応も進めます。

(2) 介護予防サービス

① 介護予防訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

■ 利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	0	0	0
事業量（回）	0	0	0
人数（人）	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状、地域に提供事業者がありません。

新たな事業者参入は難しい状況ですが、通所介護によりニーズは充足していると捉えています。

② 介護予防訪問看護

要支援者に対して、主治医の判断に基づき、訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が家庭を訪問し、病状を観察したり床ずれの手当てをしたり、療養上のお世話と診察の補助を行うサービスです。

■ 利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	4,889	5,291	5,245
事業量（回）	71	73	71
人数（人）	17	20	19

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状、よく機能していますが、事業所の数が少なく、今後、国の在宅医療推進に伴い、予防給付の訪問看護に関しても、更なる人材不足となる恐れもあります。今後のサービス供給力確保に向けて検討が必要です。

③介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要支援者に対して、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や介護者に対して指導を行うサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	574	493	93
事業量（人）	5	4	1

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

利用は少数ですが、事業としてよく機能しています。今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

④介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	437	267	268
事業量（人）	1	1	1

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内に事業所が無いことから、利用は極少数です。今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑤介護予防短期入所生活介護

要支援者が介護老人福祉施設などに宿泊し、食事や入浴、排せつなどの介護の他、心身機能の維持・回復を図るための機能訓練を受けるサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	524	272	0
事業量（回）	7	4	0
人数（人）	2	1	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

今後も制度改正に即した対応を進めます。

⑥介護予防福祉用具貸与

在宅での自立生活を支援するため、機能の低下した要支援者に対して、手すりやスロープなどの日常生活用具の貸与を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	1,920	1,923	2,285
事業量（人）	44	40	37

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

今後も制度改正に即した対応を進めます。

⑦介護予防福祉用具販売

基本的に福祉用具はレンタルにより利用することになりますが、例外として、直接、肌にふれて使用する腰掛便座や入浴補助用具などの「特定福祉用具」は介護保険で購入することができます。

特定介護予防福祉用具販売はその購入費を補助するサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	258	444	1,087
人数（人）	1	1	2

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑧介護予防住宅改修

要支援認定を受けた利用者が居宅で生活するために、手すりや段差の解消、その他厚生労働大臣が定める介護に必要な住宅改修の際にかかった費用を補助するサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	1,138	1,089	1,426
人数（人）	1	1	1

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑨介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入所している要支援者に対して、介護予防特定施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練等を行うことで、利用者が能力に応じた自立した生活ができるように、利用者の心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持向上を目指すサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	2,659	2,419	1,924
事業量（人）	3	2	2

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

近年、都市部の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅へ住まいを移される方が増えてきている傾向が見られることから、今後も利用が増える見込ですが、施設や人材確保が大きな課題となっており、町内での供給力強化は困難な状況です。

⑫介護予防支援

要支援認定を受けた方が、介護サービスを円滑に、効果的に利用することができるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護にあたる家族を含めた要支援者本人の心身の状況や置かれた環境、介護に対する意向をくみ取り、利用するサービスの種類や内容を示す介護予防サービス計画を作成し、サービスを利用するためにサービス事業者との連絡・調整を行うサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	3,084	2,961	2,657
事業量（人）	58	55	49

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

制度改正等の複雑さから、サービスが事業者によって異なるといった問題があります。今後は、教育や指導などサポート体制等の整備を図り、ケアマネジメント能力およびスキル向上に努めます。同時に制度改正に即した対応も進めます。

(3) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に、又は連携を密にしながら、定期巡回と随時の対応を行います。

■ 利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	1,821	845	846
事業量（人）	2	1	1

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内には事業所が無いことから、利用は極少数ですが、在宅生活を維持する上で重要なサービスです。しかし、人材確保の面からも町内でのサービス提供は非常に困難な状況です。

② 認知症対応型通所介護

認知症の方に対するデイサービス（日帰りサービス）です。

■ 利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	0	0	0
人数（人）	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内に事業所が無く、利用実績もありませんが、認知症の対象者の増加に伴い今後、必要となるサービスです。しかし、施設整備や人材確保の問題から町内での整備は困難な状況です。通常の通所介護等の従来サービスを組み合わせ、利用者の心身の機能維持に努めます。

③認知症対応型共同生活介護

認知症である要介護認定者が、共同生活を営む住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受け、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	110,123	113,769	120,529
事業量（人）	38	39	40

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現在、町内では、2事業所（18室×2施設）が運営されています。これにより大きく当面のニーズは解消が図られたと考えられます。

④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	0	0	0
事業量（人）	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

管内をみても殆ど対応施設はありませんが、ニーズも低いと見込んでおり、整備の予定はありません。

⑤看護小規模多機能型居宅介護

通所介護を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができる複合型のサービスです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	0	137	0
事業量（人）	0	1	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

管内でも該当施設がないため利用は極少数です。一体的に各種サービスが提供でき、非常に柔軟な対応が可能なことから、在宅生活を維持する上で重要なサービスです。しかし、施設整備や人材確保の面からも町内でのサービス提供は非常に困難な状況です。

⑥地域密着型通所介護

小規模なデイサービスセンターです。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	2,128	2,389	4,076
事業量（回）	22	21	37
人数（人）	2	2	3

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内に施設がないため利用は少数です。通常の通所介護等の従来サービスを組み合わせ、利用者の心身の機能維持に努めます。

(4) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上のお世話や機能訓練、健康管理、療養上のお世話をする施設です。

■ 利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	297,407	300,365	311,316
事業量（人）	103	101	104

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内では24時間巡回型などの包括的なサービス提供が可能な事業者がないことから、認知症の問題行動等により、従来の在宅サービスでは生活支援が十分に行なえず、対象者の心身の安全が確保できないと判断されるケースがあり、要介護1又は2の軽度者に関しても施設入所となっています。離島地区を含めて、十分な在宅サービスの供給ができない場面が今後もあると考えられ、同様な状況が今後も続くと見込まれます。

② 介護老人保健施設

病状が安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者に、看護や医学的管理下における介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上のお世話をして、家庭への復帰を目指すことを目的とした施設です。

■ 利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	18,425	20,701	15,617
事業量（人）	6	6	5

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状は、うまく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

③介護療養型医療施設

病状が安定している長期療養患者で、医学的な管理が必要な要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下における機能訓練などの必要な医療、日常生活上のお世話をする施設です。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
給付費（千円）	3,482	4,435	4,539
事業量（人）	1	1	1

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

介護療養型医療施設については、今後は生活施設等の新たな機能追加など、内容が見直された「介護医療院」へ転換となります。従来の介護療養型医療施設に関しては平成29年度末で廃止の予定でしたが、経過措置として令和6年3月末までの移行期間が設けられています。

(5)保健福祉事業

①機能維持・向上事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するため、外出や運動の機会拡大を目的に、町内循環バスや総合体育館を有効活用していただくため、「ほっと号無料乗車券」や「冬季自主運動事業」を実施しています。

また、令和元年度から高齢者向け基礎体力向上講座を実施しています。

■利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
ほっと号（人）	5,930	7,522	7,044
冬季自主運動事業（人）	129	110	120
基礎体力向上講座（人）	102	85	66

※ほっと号に関しては「無料券を利用した延べ乗車人員」ため、ほっと号全体の利用者数とは異なります。

【課題と今後の方針】

運動が体全体の機能改善にとっても有効ですが、まだ十分な利用がされているとはいえません。今後も、運動の重要性などの周知に努めます。

2 地域支援事業の状況

この事業は、要介護状態又は、要支援状態となることを予防し、社会に参加しながら地域で自立した日常生活が営めるよう、総合相談窓口の開設、在宅医療と介護の連携、認知症施策等の推進とともに、地域の支え合いのネットワークを構築することを目的としています。その中核機関として本町では「羽幌町すこやか健康センター」内に地域包括支援センターを設置しております。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

平成27年度の介護保険法改正により、予防給付のうち「訪問介護」と「通所介護」が新たに「訪問型サービス」「通所型サービス」として、地域の実態に合わせた多様なサービスを提供できるよう地域支援事業へ移行されました。本町では、平成29年度より事業開始しております。

1) 介護予防・生活支援サービス事業

「要支援1」「要支援2」認定者だけではなく、「基本チェックリスト」該当者(事業対象者)も利用できます。

① 訪問型サービス

訪問型サービス(従来の介護予防訪問介護サービス相当)実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(推計)
件数(人)	320	343	372
事業支給額(円)	6,847,988	6,650,893	6,941,220

※第1号訪問事業として町が指定した事業所にて実施

② 通所型サービス

通所型サービス(従来の介護予防通所介護サービス相当)実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(推計)
件数(人)	833	687	555
事業支給額(円)	18,715,631	15,496,723	13,081,021

※第1号通所事業として町が指定した事業所にて実施

通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(推計)
天売地区(延べ人数)	557	452	399
焼尻地区(延べ人数)	356	329	338

※羽幌町社会福祉協議会へ事業委託(場所: 天売・焼尻高齢者支援センター)

③介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)

要支援者や事業対象者に対して総合事業によるサービス等を適切に提供できるようにケアプランを作成しています。(地域包括支援センターが実施)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域包括支援センター(件)	617	535	524
居宅介護支援事業所委託(件)	0	0	0

【課題と今後の方針】

天売・焼尻地区は、専門職の確保が難しいため、人員等基準を緩和したサービスを実施し、通所による介護予防の場を確保していきます。

2)一般介護予防事業

「要支援」認定に関わらず、全ての高齢者とその支援のための活動に関わる人が対象です。

①介護予防普及啓発事業

健康運動指導士等の講師による介護予防の知識普及を目的とした講演会を開催しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	0	1	1
参加人数(人)	0	21	31

健康運動指導士による介護予防運動教室(まるごと元気アップ教室)を開催しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
実施回数(回)	48	72	72
参加延べ人数(人)	307	520	510

②地域介護予防活動支援事業

町内の介護予防を目的とした自主グループに対する活動支援(出前講座)を実施しています。

	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数
出前講座	96	1,266	137	1,639	125	1,600

【課題と今後の方針】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、教室開催を見合わせる時期もありましたが、外出や交流を控えていたことによる健康への影響が心配されます。町内の巡回バス「ほっと号」の利用等、参加しやすい介護予防講座や教室を開催し、健康運動指導士による「運動機能向上」のための講話と実技指導等を今後も実施します。

地域での介護予防に関するボランティア等の人材を育成します。また、身近な地域を基盤とした介護予防に資する地域活動組織の支援を行います。

(2)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

①介護予防ケアマネジメント事業

平成29年度より、総合事業の第1号介護予防支援事業を実施しています。

また、平成18年度より、地域包括支援センターでは、介護予防支援事業所の指定を受け、要支援1または要支援2の認定を受けた方が、サービスを適切に利用し、在宅生活を継続できるようケアプランの作成や、介護予防サービス事業所への連絡・調整、評価を行っています。

【介護予防支援の実施状況】(介護予防支援事業所分)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
延べ件数(件)	643	623	561
再掲(委託件数)	0	0	0

【課題と今後の方針】 居宅介護支援事業所への業務委託が、制度上、可能ですが、町内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が不足しているため、町外でのサービス利用対象者のみ委託する方針です。令和6年度からは、介護保険法の改正によって居宅介護支援事業所が介護予防支援事業の指定を受けることが可能となりますが、町内の居宅介護支援事業所の人員増は厳しい状況であるため、今後も地域包括支援センターが中心となり実施していけるよう適切な人員配置を行っていきます。

②総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における様々な関係者のネットワーク化を推進し、地域の高齢者の実態把握に努めるとともに、総合的な相談・支援事業を実施します。

【総合相談支援事業の実施状況】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
総合相談(件)	461	442	450

【課題と今後の方針】

平成30年度より、「社会福祉士」を配置し、「保健師」「主任介護支援専門員」との3職種での相談支援事業を実施しています。

医療機関や警察署、消防署、町内会、民生委員、社会福祉協議会、役場内の他の部署等、地域ネットワークを通じた相談も増加しており、これらの関係を強化するなど、総合的な相談機能の充実を図ります。

また、介護だけではなく、引きこもりや経済的な課題等、家族が複合的な課題を抱えている場合もあるため、専門機関へつなぐとともに、地域福祉の支援体制構築を進めていく必要があります。

③権利擁護事業

実態把握及び総合相談の過程において、権利擁護の支援が必要な場合は、成年後見制度などの活用に向けた情報提供及び支援を行います。

※成年後見制度とは、認知症や知的・精神障がいなどによって判断能力が十分でない方を法的に保護し、支援する制度です。

低所得の方に対して、成年後見制度の申立費用や、後見等報酬の助成を行います。

【虐待、消費者被害、成年後見制度利用等に係る相談状況】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
延件数	11	17	15

【市民後見人養成講座修了者】

※市民後見人とは、専門的な資格がなくても、成年後見に関する一定の研修を受講することで、町が推薦し、家庭裁判所から選任されると後見人等になることができます。

同じ地域で生活する市民として、高齢者等の意思決定を尊重し、権利擁護を担っていくことが期待されています。

	平成26年度	令和元年度
修了者数	10	12

【市民後見人養成講座修了者学習会・フォローアップ研修】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
回数	2	3	3
出席者数	24	32	32

【課題と今後の方針】

平成26年度には市民後見人養成講座を実施し、平成28年度からは市民後見人の会が設立され、学習会等も定期的に開催されてきました。平成30年度には「成年後見実施機関」を社会福祉協議会へ委託し、新規開設された『生活支援相談センター』にて、広報、相談、利用者支援、市民後見人のフォローアップ研修が行われています。また、社会福祉協議会では、令和元年度に法人後見事業を立ち上げ、後見支援員として市民後見人が活動できるよう登録しています。

令和4年4月には、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「中核機関」を設置しました。家庭裁判所や司法専門職を交えた地域のネットワークを形成し、より利用者にとって使いやすい制度になるように体制整備を進めていきます。(具体策については、第6章掲載)

高齢者虐待対応については、地域包括支援センターが窓口であることを周知し、早期発見、対応ができるよう進めていきます。

④包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域の介護支援専門員との連携を図り、総合相談からの引き継ぎや、支援困難ケースの相談、研修会等の開催により、ケアマネジメントの後方支援を行います。

町内の介護支援専門員連絡会議は単独開催せず、「在宅医療・介護連携推進事業」にて合わせて実施しております。

【課題と今後の方針】

介護支援専門が抱えている困難事例に対して、個別に支援していくとともに「地域ケア会議」等で地域の課題として関係機関で解決方法を検討する場を設けていきます。

(3) 包括的支援事業(社会保障充実分)

平成30年度から開始した事業です。

①在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進するための事業です。

町内の地域の医療機関、介護事業所のリストを作成し、総合相談や講演会で配布しました。また、「入院時情報提供シート」を作成し、活用することで、医療機関と担当介護支援専門員が、早期に退院に向けての課題整理や、準備ができる体制整備を構築しています。

町内の医療機関と介護事業所の関係者の研修会を開催し、お互いの機能を知り、地域の課題と解決策を協議するなかで、町民向けの講演会を企画、実施しました。

【研修会】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
回数	2	4	3
出席延べ人数	40	80	60

【町民講演会】令和5年度

テーマ「いつまでも心豊かに健康で人生を送るためには」～ひとりひとりが元気に暮らせる町づくり

講師 北海道立羽幌病院 佐々尾 航 副院長

開催日	場所	参加者数(人)
6月21日	羽幌町役場 大会議室	62
7月20日	川北老人福祉センター	10
8月22日	北海道立羽幌病院	15
9月21日	幸町南集会場	7
10月24日	羽幌町中央公民館	24

【課題と今後の方針】

定期的に研修会を開催することで、町内の医療機関と介護事業所で「顔の見える関係」ができ、日頃の相談や連携が促進されてきたと評価できます。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、町民を対象とした講演会の開催を見合わせておりましたが、令和5年度には、地域を分けて、小グループで実施しました。

今後も高齢者が希望した場所で、安心して暮らしていくことができるよう継続した取り組みが必要です。その中で明らかになった地域課題について検討し、施策化できるよう「地域ケア会議」を活用していきます。

②生活支援体制整備事業

一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、町が中心となって、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉協議会、介護サービス事業所、高齢者事業団、老人クラブ、商工会、民生委員等と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とした事業です。

地域包括支援センターの保健師1名を「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」として配置しています。生産年齢人口の減少により、支え手不足が進行していますが、高齢者を取り巻く、地域の課題について協議する場を設け、支え合いの仕組みを作っていきます。

【課題と今後の方針】

町内の一人暮らし高齢者は857人で、高齢夫婦世帯は578世帯あります。(令和5年9月現在)
地域の中で孤立することがないよう、日頃からの交流、見守りが必要になってきますが、取組には、地区の特性によってもそれぞれ課題があります。

今後も統計資料だけではなく、地域包括支援センター業務の総合相談、訪問支援、居宅介護支援事業所の介護支援専門員からの情報、各種ネットワーク会議等から把握できる課題を集約するとともに、地域の中で活動の場を求めている高齢者の方々に対して、情報発信をしていきます。

③認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らしていけるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制の整備をはかることを目的とした「認知症初期集中支援推進事業」と認知症の容態の変化に応じて、効果的な支援が行われる地域の体制を構築し、認知症ケアの向上を目的とした「認知症地域支援・ケア向上事業」があります。

・認知症初期集中支援チーム

【チーム員会議】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
回数	0	0	0

・認知症地域支援推進員 保健師1人配置(地域包括支援センター職員兼務)

【認知症サポーター養成講座の実施状況】

	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数
認知症サポーター	0	0	0	0	0	0

【課題と今後の方針】

高齢者の単身世帯の割合は、全世帯の25%を占めており、認知症の初期段階からの支援が課題となっております。高齢者だけでなく、地域住民全体が認知症に対する理解を深め、早期対応をはかるとともに、地域の見守りや支援の輪を広げていくことが必要です。「認知症サポーター養成講座」は、町の広報誌等を通じて周知し、町内会や職域単位で開催していきます。

④地域ケア会議推進事業

個別の課題解決を目的とした会議と、地域全体の課題解決のための会議を行います。

そのことによって、町内の介護支援専門員の資質の向上をはかり、高齢者の自立支援を進めていきます。また、地域全体の課題を協議することにより、新たなサービスの開発や、支え合いの仕組みを創ることで、高齢者が地域で自立し、安心・安全な生活ができる「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

本町では、「除雪サービスの利用」「養護老人ホーム措置入所」についても地域ケア会議を開催しています。

【地域ケア会議開催】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
回数	6	5	3

【課題と今後の方針】

個別ケースの会議を開催していますが、地域全体の課題解決のための会議にはつながっていません。今後は、「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」等から見えてきた課題を整理して、事業化・施策化を目指します。

3 多様な生活支援サービスの確保

(1) 高齢者福祉サービスの推進

① 生きがい活動支援通所事業

要介護の方が利用する通所介護事業の供給体制が整わない天売・焼尻地区で週2回、実施しています。

【生きがい活動支援通所事業の実施状況】

天売地区

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
利用実人数(人)	3	4	7
利用延べ人数(人)	261	342	422

焼尻地区

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
利用実人数(人)	2	0	1
利用延べ人数(人)	88	0	10

【課題と今後の方針】

社会福祉協議会に委託して実施しています。離島という地理的条件もあり、専門職の確保が難しいため、今後も民間サービス事業者の参入は難しい状況です。集いの場として介護予防の大きな役割を果たしていることから、今後も継続していきます。

② 緊急通報システム事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、緊急通報装置による緊急時の適格な救護体制をとるための事業を実施しています。

設置料金は無料、通話料は自己負担となっています。

【緊急通報システム事業の実施状況】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
設置件数	30	24	22
うち市街地区	(27)	(22)	(20)
うち天売地区	(1)	(1)	(1)
うち焼尻地区	(2)	(1)	(1)

【課題等今後の方針】

携帯電話の普及により、固定電話回線を持たない家庭も増えてきており、固定型の機器が設置できないケースがあったことから、平成27年度より携帯電話型の機種を導入しています。今後も、制度の周知に努め、サービスの向上を目指します。

③ 除雪サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし、又は高齢者夫婦世帯を対象(非課税世帯)に、玄関前の除雪を実施しています。

【除雪サービス事業の実施状況】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
市街地区(利用世帯)	68	69	67
天売地区(利用世帯)	3	3	3
焼尻地区(利用世帯)	8	10	8

【課題等今後の方針】

サービスの性質上、手作業が主となるため、対応できる事業者や協力者が限定されてまいります。現在、市街地区は高齢者事業団によるサービスに頼っている状況にあります。また、離島地区に関しても、特に焼尻地区の高齢化率が高く、担い手も不足している状況にあります。今後、特にサービスが必要となる後期高齢世代の急増に反比例し、60代の世代が減少していく傾向となるため、将来的な供給力確保に向けた検討を進めます。

④はいかい高齢者等SOSネットワーク事業

警察署、消防署と協働しながら、町内各関係機関、団体、民間法人等の協力でネットワークを構築し、はいかい等で高齢者が所在不明となった場合に、捜索協力や情報提供をお願いし、早期発見に努めます。

【協力事業所数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
事業所数	30	26	25

【課題等今後の方針】

今後も、認知症の患者数増加が予測されるなか、行方不明時の早期発見と安全な保護ができるよう事業の周知をはかる必要があります。また、ネットワークがいつでも、十分に機能するために、構成員が定期的に課題や改善点を話し合える場をつくります。

(2)地域生活支援体制の整備

①地域のふれあい・交流の推進

高齢者が身近な地域での住民同士のふれあいを感じながら、長寿であることの喜びを実感し、今後もいきいきとした豊かな人生を送ることができるように、老人クラブ活動への支援や各種敬老事業を実施していきます。

②生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者のニーズに応じた様々な分野の学習活動や文化活動などの機会を提供することで、高齢者の学びの意欲に応え、さらに学びの意欲を増進するための取組を推進していきます。

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念と目標

2025年(令和7年)に、団塊の世代全てが75歳以上となります。当町では、人口推計によると、この時期に75歳以上(後期高齢者)人口のピークを迎えると見込んでいます。高齢化が進展する中で、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予測されます。高齢期を迎えても、それぞれの方が、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境をつくるとともに、互いに助けあい支えあう、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

また、要介護者が増加する中で、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防・生活支援」を一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を推進していく必要があります。

これらの町の状況や介護保険制度改正の考え方を踏まえ、第5期羽幌町老人福祉計画・介護保険事業計画で「誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち」を目指し設定した、4つの基本理念を継承し、その基本理念に基づき設定した、より具体的な基本目標の達成に向けて努力します。

基本理念

- ◎ すこやかな高齢期をすごすための介護予防の推進
- ◎ 自立支援と重度化予防を目指したサービス提供の推進
- ◎ 町民とともに育てる地域型活動の推進
- ◎ 生きがいとゆるおいのある環境づくりの推進

基本目標

- 基本目標1 地域に根ざした支援体制の推進
- 基本目標2 地域包括ケアシステムの充実
- 基本目標3 健康寿命の延伸

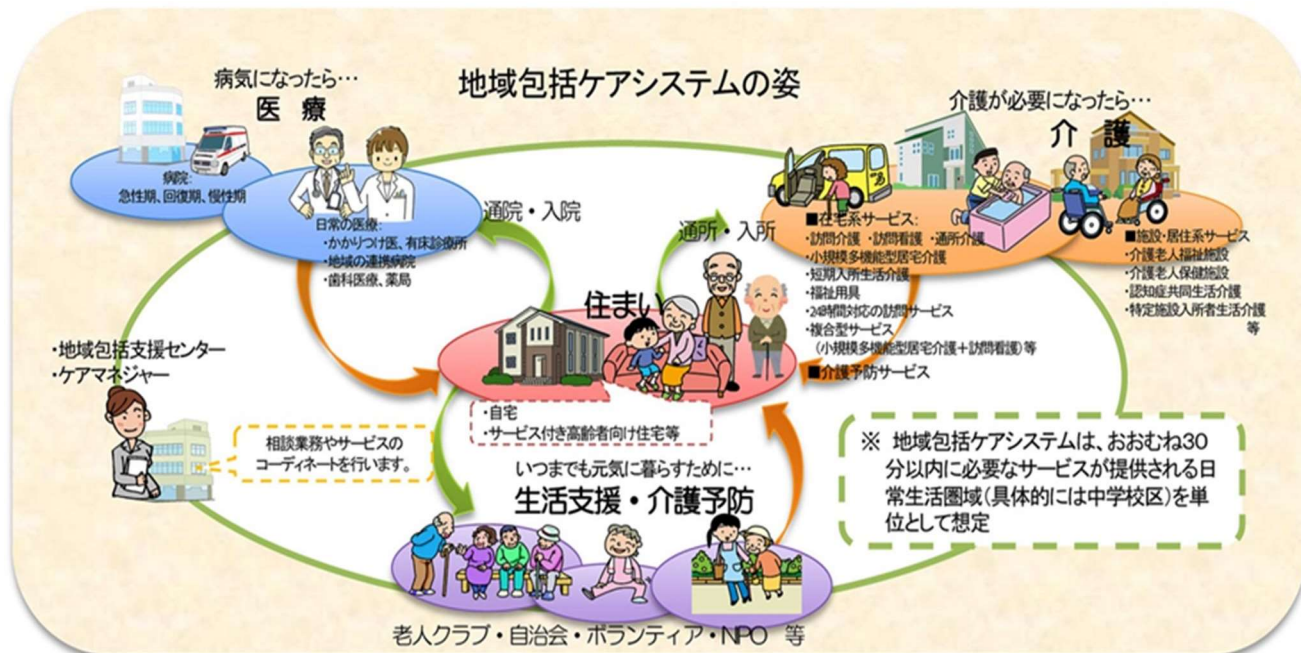
2 目標を達成するための基本方針

高齢者がいつまでも健康で、役割や生きがいを持ち活躍できる環境づくりを推進するとともに、支援が必要な方を地域全体で支えていく地域包括ケアシステムの構築に着実に取り組み、目標の実現を図るため、以下の基本方針を掲げ総合的に施策を推進します。

基本方針

- (1) 介護保険、高齢者福祉サービスの充実
- (2) 健康づくり・介護予防の推進
- (3) 地域包括ケアシステムの深化・推進
- (4) 医療と介護の連携
- (5) 認知症施策の推進
- (6) 高齢者の権利擁護対策
- (7) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (8) 生きがいづくりの推進
- (9) 生活環境の整備
- (10) 災害・感染症に対する整備

地域包括ケアシステムの姿(厚生労働省)



3 基本方針を達成するための展開

(1) 介護保険、高齢者福祉サービスの充実

高齢者が介護や支援を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられるように、介護保険をはじめとした生活支援サービスの提供と、居宅での生活が困難になった場合のために、特別養護老人ホームなどの介護保険施設の充実を図ることにより、高齢者の心身の状態や生活環境に即したサービス体制整備を進めます。

①居宅(介護予防)サービス

要介護・要支援と認定された在宅の方を対象に、介護支援専門員(ケアマネージャー)等が作成する介護(予防)サービス計画(ケアプラン)に基づいて提供される、各種介護(予防)サービスです。

令和元年度に、民間事業所の廃止を受け、町直営の居宅介護支援事業所を開設しました。町全体として介護従事者不足等の課題がありますが、自立支援、重度化予防の観点から必要なサービスを適切に提供できるよう努めます。

②地域密着型サービス

町内には、地域密着型サービスとして「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が2か所あり、認知症の方が少人数で家庭的な雰囲気の中、交流しながら共同生活を送っています。在宅生活と同様に地域とのつながりが持てるよう、運営推進会議を通じて進めていきます。

③施設サービス

町内には、特別養護老人ホーム「しあわせ荘」(110床)があります。平成27年度の介護保険法改正により、入所対象者は原則として要介護3以上の中度及び重度の認定者となりました。在宅生活が困難な方に対して安全で安心できる介護と生活環境の提供と共に看取りケアについても検討していきます。

④保健福祉事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するため、「機能維持・向上事業」の充実に努めます。

⑤高齢者福祉サービス

「緊急通報システムの設置」、「除雪サービス」「養護老人ホーム措置入所」等介護保険以外の事業を実施します。

また、民間介護サービス事業所の参入が難しい離島地域においては、高齢者支援センターを拠点とした「生きがいデイサービス」や「移送サービス」等のニーズに即したサービス提供に努めます。

(2)健康づくり・介護予防の推進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送り、要介護状態にならないためには、疾病の早期発見、早期治療が重要となります。

管内や町内の各医療機関及び医療関係者との協力体制のもと、次の事業に取り組みます。

① 各種健診の実施と推進・重症化予防

糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防や早期発見のため、特定健診を実施し、受診率の向上に努めます。

特に、医療費が高額となる人工透析や心疾患・脳血管疾患の増加を防ぐため、医療機関と連携し、CKD(慢性腎臓病)予防や糖尿病性腎症重症化予防事業、高血圧重症化予防事業等を推進します。

また、死亡原因として多い病気である「がん」の早期発見・早期治療を図るため各種がん検診を実施し、受診率の向上に努めます。そのほか、骨折や関節疾患などにより介護認定につながることも多いことから、女性を対象に骨粗鬆症検診を実施し、保健指導の充実を図ります。

② 健康教育による普及啓発

健康教育は健康づくりや疾病の予防について知識の普及を図ることにより、健康に対する意識の向上による、健康の保持増進を図ることを目的としています。

すこやか健康センターの調理室を活用した調理実習や、健康づくりに関する出前講座を実施するなど、高齢になってもいきいきと暮らしていけるよう健康づくりについて普及啓発していきます。

③健康相談の実施と推進

健康相談は心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い健康管理を実践することを目的として、随時行っていきます。

④ 予防接種の実施と推進

死亡原因として多い、肺炎の予防を図るため予防接種法に基づき、高齢者肺炎球菌ワクチン及び高齢者インフルエンザワクチンの予防接種を実施します。また、令和3年度からは、新型コロナウイルスワクチンの接種についても実施しており、今後も予防接種法に基づき実施していきます。

⑤介護予防事業の推進

医療機関、保健、介護担当者が個人情報に配慮しながら高齢者の健康課題を共有し、要介護状態の前段階(フレイル)の対象者に対して介護予防事業を一体的に展開することで、健康寿命の延伸に努めます。

⑥介護予防・日常生活支援総合事業の推進

○介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービスについては、基準緩和サービスの検討や、ボランティア団体等の多様な提供体制による受け皿の確保を目指します。

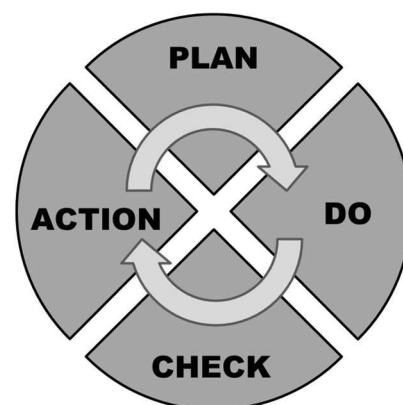
○一般介護予防事業の推進

健康寿命の延伸と高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活し続けることができることを目指し、介護予防に関する普及啓発や町民の自主的活動への支援を行います。

事業実施にあたっては、健康運動指導士等の専門職が関わり、評価の基準を定め、「PDCAサイクル」に沿って推進していきます。

※PDCAサイクルとは、「計画」→「実行」→「評価」→「改善」を繰り返して事業を実施して行くことです。

- | | |
|-----|------------------------|
| 計 画 | 事業内容、数値目標等を定めます。 |
| 実 行 | 計画の内容を踏まえ、事業を実施します。 |
| 評 価 | 計画の進行管理、実績報告により評価をします。 |
| 改 善 | 必要があれば、計画・事業の改善を実施します。 |



(3)地域包括ケアシステムの深化・推進

可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援・サービス提供体制の構築を目指し、次の取組を行います。

① 地域包括支援センターの機能充実と適正運営

羽幌町は、2025年に後期高齢者(75歳以上)の人口のピークを迎え、以後、高齢者人口は減少していきますが、生産年齢人口(15歳から64歳)も減少するため、2040年には、これまでにはなかった人口構成に変化すると推測されます。

社会の担い手不足が深刻化する2040年に備え、介護予防の推進と地域のネットワークの構築を進めます。「羽幌町地域包括支援センター」が十分に機能していくために、業務整理と改革、適切な人員体制を整備していきます。

② 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターを中心に、個別ケースの担当者、関係者による地域ケア会議を開催し、自立支援・重度化予防や課題解決のための手法を蓄積し、地域の介護支援専門員の資質向上をはかっていきます。また、個別ケースから把握された地域の課題を解決することを目的とした政策的な地域ケア会議を開催し、新たな地域資源の開発やネットワーク構築を推進していきます。

③地域共生社会の取組

高齢者支援の中で把握した、若年層の引きこもりや、経済的課題など多様化、複雑化している課題に対して、制度や分野の枠をこえて支援方法を検討していきながら「地域共生社会」の創造につなげていきます。

(4)医療と介護の連携

地域包括支援センターが中心となり、医療、介護関係者が協議と研修を重ねることで、高齢者のライフサイクルに沿って、「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の各場面において医療と介護を切れ目なく、一体的に提供できる体制をつくっていきます。また、総合相談や、地域ケア会議で明らかになった在宅医療、介護連携の課題解決に取り組むとともに、救急・災害対応、認知症、生活体制整備等他の事業とも連動して事業展開します。

町民を対象とした講演会を開催し、地域医療と介護のあり方、自己決定について普及啓発を進めます。

医療と介護の連携の方法として、個人情報保護の徹底をはかった上で、ICT(情報通信技術)の活用についても検討していきます。

(5)認知症施策の推進

認知症は誰でもなりうるものであり、高齢化の進行とともに、増加していくことが見込まれています。このような中、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳が守られ、安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する町民の理解を一層深めるための取組を進めるほか、本人とその家族を支援する相談支援体制の整備・強化を図ります。

①相談窓口機能の充実

地域包括支援センターでは支援が必要な方への総合的な相談対応を行うとともに、各種制度の申請受付を行っています。今後も、相談者の状況を的確に把握し、きめ細やかな相談対応や利用者が必要とする情報提供に努めていきます。

②認知症初期支援等の体制の充実

地域包括支援センターをはじめ、医療機関、介護サービス事業所などと相互に連携して、認知症の早期発見と対応を行うため、「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」などの体制強化をはかります。

③認知症の「共生」と「予防」

認知症地域支援推進員を中心として、地域の認知症に対する理解を深めるため「認知症サポーター」の養成と、「チームオレンジ」の組織化に努めます。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味

(6)高齢者の権利擁護対策

一人暮らしの高齢者が認知症により判断能力が不十分になった場合、適切な医療や介護サービスを受けることが困難であったり、消費者被害や孤独死などの多くの問題に直面することが心配されます。また、家族が地域で孤立することにより、高齢者虐待の実態が見えにくくなる危険性があります。地域での見守りと、相談体制を厚くすることで、早期発見と対応をはかり、高齢者が尊厳のある人生を全うできる町づくりを進めていきます。

①成年後見制度利用の促進

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を保護し支援する制度です。家庭裁判所に選任された後見人等が本人の残存能力を活用しながら、自己決定を尊重し、財産(金銭)管理や介護サービスや施設入所に関する契約などを行います。

この制度を地域に広め、適切に活用されていくために中核機関を設置します。

中核機関は、町(高齢者担当・障害担当)と成年後見実施機関を委託している羽幌町社会福祉協議会とが協働し、以下の機能を推進していきます。

- ・広報機能
- ・相談機能
- ・成年後見制度利用者支援機能(市民後見人の育成など)
- ・後見人支援機能(後見人への相談支援など)

また、成年後見を申し立てる親族のいない高齢者に対しては、町長申立を実施するとともに、低所得者に対しては、申立費用や後見報酬の一部を助成します。

②高齢者虐待防止事業

高齢者が他者から不適切な扱いにより、権利を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれるのを予防、及びその様な状態からの改善を図るため、高齢者虐待に関する知識等の普及啓発や相談事業、各種関係機関との協力体制の整備を行います。

(7)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による、「家事」「食事」「外出」など重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を目指し、次の取組を行います。

①社会福祉協議会との連携

町と社会福祉協議会が連携し、元気な高齢者をはじめ幅広い世代の地域活動への参加意欲の掘り起こしを図り、地域活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、新たな地域人材の発掘・育成を推進します。

さらには、町民がボランティア活動へ参加する機会の提供や、ボランティアの育成に取り組む社会福祉協議会の運営を支援します。

② 多様な事業主体と連携

日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、「生活支援コーディネーターの配置」や「協議体の設置」などの生活支援体制整備事業の整備・検討を進めます。

③ ネットワーク構築

介護サービス事業者のほか、保健・福祉・医療分野や住民組織など、様々な関係者との繋がりを築き、地域全体で高齢者の課題に対応できる体制の整備に努めます。

(8)生きがいづくりの推進

高齢期を生きがいを持って生活することが、健康を保持していくためにも重要です。このため、今後とも高齢者の生きがい・仲間づくりを推進していくとともに地域で気軽に通える場の提供を行う必要があります。

①老人クラブへの活動支援

高齢者同士の交流や生きがいの推進、地域活動への参加を促すべく、各種活動に取り組む町内の各老人クラブの活動に対して支援を行います。

②福祉バス・循環バス(ほっと号)の運行

老人クラブや高齢者福祉の増進に寄与する活動等のために、福祉バスを運行します。

また、高齢者等の通院や買い物等を支援し、社会参加の機会の促進を図るため、町内循環バスの運行を行うなど、地域交通の改善や整備に努めます。

③老人憩いの家・老人福祉センター

老人憩いの家や老人福祉センターを設置し、レクリエーションなどを通じて交流の場を提供します。

④高齢者事業団

高齢者の知識と経験を生かし、高齢者の自立を図り、社会的・経済的地位の向上を目指すと共に、その能力を生かした活力ある地域社会づくりに貢献する機会の確保を図るため、高齢者事業団の活動に対して支援を行います。

⑤高齢者大学(いちい大学)

自己充実や生きがいづくりを支援するとともに高齢者の多様な学習ニーズに対応する機会を提供します。

⑥趣味やスポーツ、特技を生かした活動

サークルへ的高齢者の参加促進や、体力づくりの機会の提供を推進し、教養の向上や健康の増進を促します。

(9)生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、安心して生活できる環境の整備が必要です。特にひとり暮らし高齢者などには大きな負担となっている、冬期間の除雪に対する支援や、高齢者が安心して暮らし続けることができる住環境を目指し、さらには、災害時における高齢者の避難支援の強化を図ります。

①冬期間の生活環境の整備

除雪労力の確保が困難な世帯に対し、日常生活の維持と事故防止のため、避難経路(玄関口)の確保を行います。

②災害時における避難支援

災害の発生に備えて、自力避難が困難な高齢者が災害時に迅速な避難ができるよう、避難支援体制の強化の一環として、避難行動要支援者支援制度の対象者名簿の作成や関係機関等との情報共有、制度の普及啓発、地域の自主的な取組を促進します。

③福祉避難所の確保

災害発生時に、一般避難所では生活が困難な要介護度の高い施設入所者へ対応するため、留萌管内の介護施設と相互の協定を継続します。

④住まいの確保

除排雪等の高齢者の住環境に配慮した設計の公営住宅の整備など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域住宅計画で別途詳細に課題や目標を十分整理検討したうえで、地域生活の基盤となる住まいの整備を進めます。

⑤生活環境の整備

手すりの取り付けなどの小規模な住宅改修を行った場合の住宅改修費助成や、福祉用具の紹介など、高齢者の身体状況に合わせた生活環境を構築するため、必要に応じて地域包括支援センターなどにより相談を実施し、高齢者が要介護状態となることの予防や重度化の防止を図ります。

(10)災害や感染症に対する整備

今般の新型コロナウイルス感染拡大により、介護事業所や通いの場を運営している団体の方々は、新たな対策や工夫等努力をされております。途切れることなくサービスを提供できるよう地域全体で災害や感染症に備え、取組む体制を作っていきます。

4 日常生活圏域の設定

羽幌町は留萌管内の中心に位置し、南は苫前町、北は初山別村及び遠別町、東は天塩山地を隔てて幌加内町、西は日本海に面しており、海上24kmに日本最北の国立公園(暑寒別天売焼尻国立公園)に指定されている天売島、焼尻島を有している自然豊かな町です。

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、町内を3つ(市街・天売・焼尻)の日常生活圏域として設定します。

第4章 介護保険事業の推進

1 介護保険サービスと見込み

(1) 介護給付事業

① 居宅サービスの利用見込み

第9期計画期間及び令和12年度における居宅サービスの利用者数については、第1号被保険者数は減少していますが、要介護認定者は増加すること等を勘案し、次のように見込みます。

訪問介護及び通所介護を増加傾向として算出していますが、第9期計画の介護サービス全体としては横ばいとなるものと見込んでいます。

しかし、介護サービスの入り口にして在宅生活存続の上で必須のサービスである、住宅改修費と福祉用具(レンタル)に関しては、近年の状況を勘案して増加すると見込みました。

また、町内で施設整備が見込めない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、事業参入が進んでいる都市部施設の利用があることから、特定施設入居者生活介護は大きく増加すると見込んでいます。

□居宅サービス

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
訪問介護	回/月	2,408	2,425	2,437	2,419
	人/月	83	84	85	84
訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
訪問看護	回/月	238	238	238	238
	人/月	41	41	41	41
訪問リハビリテーション	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
居宅療養管理指導	人/月	44	45	46	45
通所介護	回/月	1,089	1,089	1,109	1,097
	人/月	101	101	103	102
通所リハビリテーション	回/月	10	10	10	10
	人/月	3	3	3	3
短期入所生活介護	日/月	180	180	180	180
	人/月	17	17	17	17
短期入所療養介護 (老健)	日/月	2	2	2	2
	人/月	1	1	1	1
短期入所療養介護 (病院等)	日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	101	101	103	101
特定福祉用具購入費	人/月	1	1	1	1
住宅改修費	人/月	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	人/月	23	23	23	23
居宅介護支援	人/月	152	154	155	153

資料:厚生労働省・第9期介護保険事業計画ワークシート

②地域密着型サービスの利用見込み

第9期計画期間及び令和12年度における地域密着型サービスの利用者数については、次のように見込みます。

第9期計画期間中において、新たな施設整備の予定がないことから横ばいとして見込んでいます。

□地域密着型サービス

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	37	37	37	37
	人/月	3	3	3	3
認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/月	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	人/月	39	40	40	39
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	6	6	6	6
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0

資料：厚生労働省・第9期介護保険事業計画ワークシート

③施設サービスの利用見込み

第9期計画期間及び令和12年度における施設サービスの利用者数については、次のように見込みます。

現在、本町における施設整備に関しては、一定状態で充足しているの見込まれ、第9期計画期間内についても、現状を維持し対応していきます。

ただし、「医療計画との整合性」又は「介護離職ゼロ政策」等の国策との整合性を確保するため、施設間の利用見込み者数の調整や、利用見込み者数の上積みなどを行っています。

なお、介護療養型医療施設は、令和6(2024)年3月で廃止となり、介護医療院へ転換されることとなります。

□施設サービス

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護老人福祉施設	人/月	104	104	104	105
介護老人保健施設	人/月	5	5	5	5
介護医療院	人/月	0	0	0	0
介護療養型医療施設	人/月	-	-	-	-

資料：厚生労働省・第9期介護保険事業計画ワークシート

(2) 予防給付事業

① 介護予防サービス

第9期計画期間及び令和12年度における予防給付サービスの利用者数については、介護給付事業と同様に、次のように見込みます。

□介護予防サービス

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	71	71	71	71
	人/月	19	19	19	19
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人/月	1	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	人/月	1	1	1	1
介護予防短期入所生活介護	日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日/月	0	0	0	0
	/月	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	37	37	37	38
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	2	2	2	2
介護予防住宅改修	人/月	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	2	2	2	2
介護予防支援	人/月	49	49	49	51

資料：厚生労働省・第9期介護保険事業計画ワークシート

②地域密着型介護予防サービス

第9期計画期間及び令和12年度における地域密着型介護予防サービスの利用者数については、介護給付事業と同様に、次のように見込みます。

□地域密着型介護予防サービス

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	1	1	1	1

資料：厚生労働省・第9期介護保険事業計画ワークシート

(3)介護保険サービス事業費の給付見込み

① 介護給付事業費

第9期計画期間及び令和12年度における介護給付事業費の見込みは、次のとおりとなっています。

□居宅サービス

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
訪問介護	81,480	82,233	82,638	81,988
訪問入浴介護	0	0	0	0
訪問看護	18,208	18,231	18,231	18,231
訪問リハビリテーション	0	0	0	0
居宅療養管理指導	4,916	5,032	5,135	5,061
通所介護	93,622	93,741	95,578	94,364
通所リハビリテーション	1,056	1,057	1,057	1,057
短期入所生活介護	16,636	16,657	16,657	16,657
短期入所療養介護（老健）	258	259	259	259
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
福祉用具貸与	15,421	15,421	15,659	15,179
特定福祉用具購入費	385	385	385	385
住宅改修費	2,567	2,567	2,567	2,567
特定施設入居者生活介護	50,536	50,600	50,600	50,600
居宅介護支援	26,468	26,819	27,024	26,618
計	311,553	313,002	315,790	312,966

資料：厚生労働省・第9期介護保険事業計画ワークシート

□地域密着型サービス

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	858	859	859	859
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	4,134	4,139	4,139	4,139
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1,852	1,854	1,854	1,854
認知症対応型共同生活介護	119,048	122,385	122,385	119,199
地域密着型特定施設入居者生活介護	11,957	11,972	11,972	11,972
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
計	137,849	141,209	141,209	138,023

資料:厚生労働省・第9期介護保険事業計画ワークシート

□施設サービス

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護老人福祉施設	315,711	316,110	316,110	319,223
介護老人保健施設	15,837	15,857	15,857	15,857
介護医療院	0	0	0	0
介護療養型医療施設	-	-	-	-
計	331,548	331,967	331,967	335,080

資料:厚生労働省・第9期介護保険事業計画ワークシート

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付費合計	780,950	786,178	788,966	786,069

資料:厚生労働省・第9期介護保険事業計画ワークシート

②予防給付費

第9期計画期間及び令和12年度における予防給付費の見込みは次のとおりとなります。

□介護予防サービス

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	5,319	5,326	5,326	5,326
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	94	94	94	94
介護予防通所リハビリテーション	272	272	272	272
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,285	2,285	2,285	2,359
特定介護予防福祉用具購入費	1,087	1,087	1,087	1,087
介護予防住宅改修	1,426	1,426	1,426	1,426
介護予防特定施設入居者生活介護	1,951	1,954	1,954	1,954
介護予防支援	2,694	2,698	2,698	2,808
計	15,128	15,142	15,142	15,326

資料:厚生労働省・第9期介護保険事業計画ワークシート

□地域密着型介護予防サービス

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,935	2,939	2,939	2,939
計	2,935	2,939	2,939	2,939

資料:厚生労働省・第9期介護保険事業計画ワークシート

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護予防給付費合計	18,063	18,081	18,081	18,265

資料:厚生労働省・第9期介護保険事業計画ワークシート

2 介護保険サービス費及び給付費の見込み

第9期計画期間(令和6～8年度)に必要なと見込まれる介護保険給付費及び地域支援事業費の合計は、27億0,593万円になると見込んでいます。(第8期計画の実績見込は、24億5,240万円)この費用のうち、23%が65歳以上の被保険者が負担することになります。

算定方法は、今後3年間の介護保険給付費と地域支援事業費の合計に、第1号被保険者負担割合の23%を乗じて第1号被保険者負担分相当額を算出します。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と調整交付金見込額の差額と準備基金取崩額と保険者機能強化推進交付金を差し引き、市町村特別給付費等(保健事業費)を加えた額が「保険料収納必要額」となります。

この「保険料収納必要額」を予定保険料収納率と被保険者数で割った値が年額保険料となり、その年間保険料を12で割った値が月額保険料となります。

介護保険料算出表

単位：円

	第9期			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険給付費 見込 ①	2,604,300,325	863,108,154	869,048,553	872,143,618
地域支援事業費 見込 ②	101,634,572	34,503,158	33,907,303	33,224,111
合計 ③=①+②	2,705,934,897	897,611,312	902,955,856	905,367,729
第1号被保険者負担分相当額 ④=③×23%	622,365,026	206,450,602	207,679,847	208,234,578
調整交付金相当額 ⑤	133,706,145	44,350,366	44,617,593	44,738,186
調整交付金見込額 ⑥	264,472,000	87,548,000	88,611,000	88,313,000
準備基金取崩額 ⑦	0			
市町村特別給付費等 ⑧	0			
保険者機能強化推進交付金 ⑨	1,503,000			
保険料収納必要額 A	490,096,171			
予定保険料収納率 B	98.00%			
A = ④ + ⑤ - ⑥ - ⑦ + ⑧ - ⑨				
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	7,473	2,532	2,494	2,447

第9期における第1号被保険者の保険料基準額

保険料年額	$D = A \div B \div C$	66,921円
保険料月額	$E = D \div 12$ か月	5,500円

2 各所得段階の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	○生活保護を受けている人 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.285 (0.455)	18,800円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額 ×0.485 (0.685)	32,000円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、第1段階と第2段階に該当しない方	基準額 ×0.685 (0.69)	45,200円
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.9	59,400円
第5段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額	66,000円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	79,200円
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	85,800円
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	99,000円
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	112,200円
第10段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	125,400円
第11段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	138,600円
第12段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	151,800円
第13段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.4	158,400円

※第1段階から第3段階までについては、保険料軽減制度適用後の保険料率です。

() 内の数字は保険料軽減制度適用前の保険料率です。

第5章 計画推進のために

1 適切な事業運営

(1) 保険料の適切な賦課・徴収

被保険者の方々に保険料を公平に納付していただくことは、適切な制度運営のために極めて重要です。このため、あらゆる機会を通じて制度の周知を図り、保険料納付の必要性について理解の促進に努めます。

(2) 介護給付等に要する費用の適正化事業推進

提供されるサービスがそれぞれの利用者の能力に応じた自立を支援するものとなっているか、また事業者による不正・不適切なサービス提供が行われていないかなどといった観点から、保険給付の適正化のため、「縦覧点検」や「医療情報との突合」「ケアプラン点検」等の適正化事業に取り組みます。

2 計画の推進方策

(1) 庁内関係部署の連携

庁内の関係部署と幅広く連携をとり、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 保険・医療・福祉の連携

本計画の目標達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者、その家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくためには、介護保険制度だけでなく、それ以外の保険・医療・福祉分野との連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。

また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取り組みを充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取り組みを進めます。

以上これらを、北海道、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図りながら進めます。

(3) 地域関係機関との連携

地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化するなかで、本計画の推進を図っていきます。

(4) 町民との協働

本計画に位置づけられた保健福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、あらゆる町民が参画する住民による福祉活動等の取り組みも必要となります。地域の特性を生かした福祉の輪が広がるよう、地域福祉を推進し、町民が主体的に活動に取り組めるよう、様々な情報を提供していくとともに、町民との協力関係を築いていきます。

3 計画の進行管理

(1) 高齢者保健福祉計画の進行管理

高齢者保健福祉計画の進行管理に関しては、その実施状況の把握や点検を行い、これを「地域包括支援センター運営協議会」に報告を行っていくことなどにより、進行管理を図ります。

(2) 第9期介護保険事業計画の点検と評価

介護保険事業計画の進捗状況の点検と評価については、「介護保険事業計画審議会」及び「地域包括支援センター運営協議会」、「地域密着型サービス運営協議会」において、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行います。

第6章 羽幌町成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の趣旨

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年度法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】 抜粋(平成28年5月13日施行)

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、「羽幌町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の一部として策定し、「はぼろ障がい福祉計画」と整合を図りながら、羽幌町において、成年後見制度を必要とする人の利用が促進されるよう、町の現状や課題を整理するとともに、町として取り組む施策等を明らかにするものです。

計画期間についても羽幌町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に連動し、都度、見直しを行っていきます。

3 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない本人について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を家庭裁判所が選び、財産管理、生活に必要な福祉サービスや施設入所等に関する契約締結などを行うことで、本人を支援する制度です。

成年後見制度は、平成12年、介護保険制度と車の両輪になるべく、民法の禁治産制度・準禁治産制度に代わる制度として生まれました。それまで介護・福祉サービスは行政処分(措置)として導入されていましたが、介護保険法の施行により、自己選択、自己責任の契約によって利用することになり、契約を支援する仕組みが必要となったことが背景にあります。

4 成年後見制度に関する羽幌町の現状

成年後見制度に関する相談件数は、権利擁護意識の高まりとともに増加傾向であり、身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者等、親族による申立てが見込めない人については、認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分となった際に行う、町長申立てが必要なことがあります。

【成年後見制度 町長申立て件数】

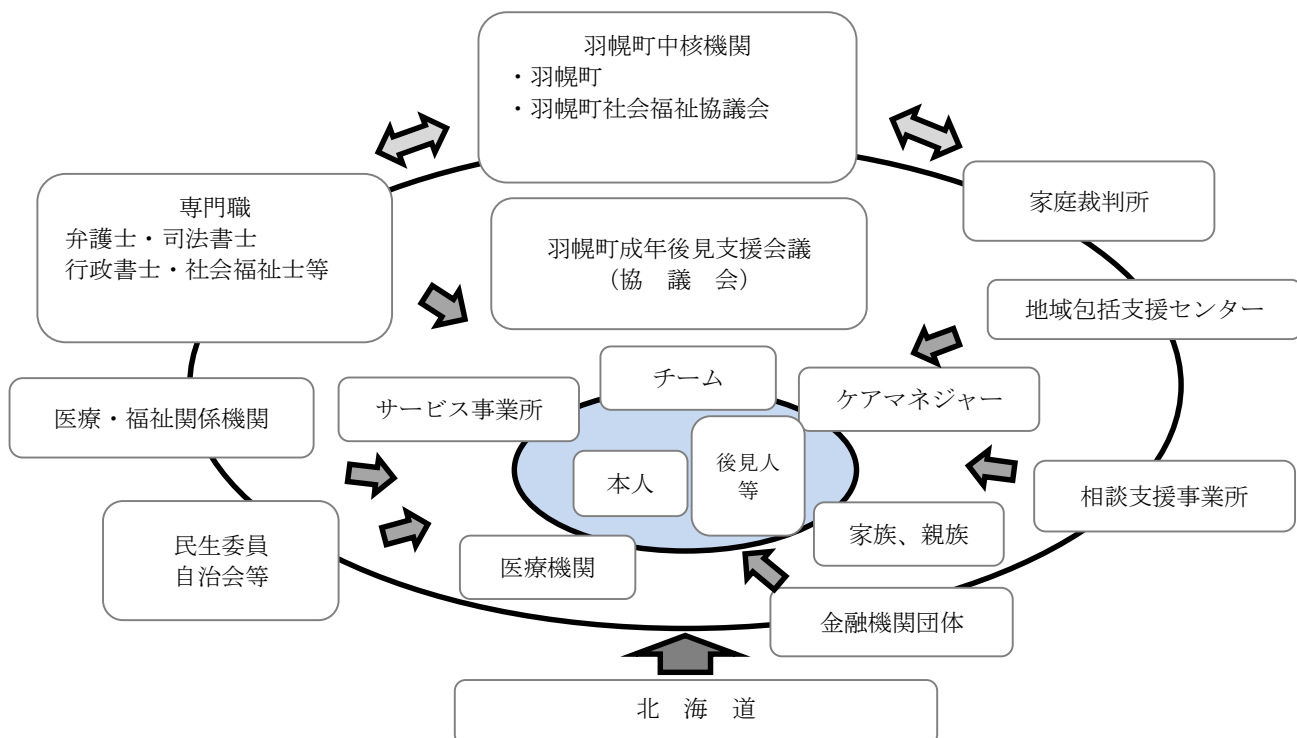
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
町長申立て件数	1件	2件	0件

5 具体的な取組

(1) 地域連携ネットワークの整備

必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、行政・家庭裁判所・専門職・支援団体等が一体的に連携・協力し、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、適切に必要な支援につなげ、成年後見等開始後はチーム支援として本人と後見人等を支えられる、地域連携ネットワークの構築を図ります。

【羽幌町 地域連携ネットワークの図】



①「羽幌町成年後見支援会議」の運営

令和4年4月に法律の専門職や家庭裁判所、関係機関の連携強化及び困難事例に対する支援、協力を行う合議体として「羽幌町成年後見支援会議」を設置し、地域連携ネットワークにおける「協議会」の位置づけとしました。具体的には、後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門的な判断について協議を行い、困難ケース等の対応方法や方針について助言する体制を構築します。本会議の運営は羽幌町が行います。

②中核機関の体制整備について

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためにはその中核となる機関として市町村には中核機関の設置が求められています。

羽幌町では平成30年に設置した「羽幌町生活相談支援センター」(委託先:羽幌町社会福祉協議会)の機能(相談機能・広報機能)に羽幌町が運営する「成年後見支援会議」の機能(後見人支援機能・成年後見制度利用促進機能)を追加することで、羽幌町社会福祉協議会と羽幌町で機能分担型の中核機関として設置し、羽幌町社会福祉協議会と協力をして中核機関の運営を行います。

【羽幌町中核機関の機能分担表】

羽幌町中核機関(機能分担型)	
羽幌町	羽幌町社会福祉協議会 (羽幌町生活支援相談センター)
・相談機能 ・広報機能 ・成年後見制度利用支援事業 (町長申立事務、報酬申立費用助成)	・相談機能 ・広報機能 ・市民後見人の養成 ・法人後見の受任
羽幌町成年後見支援会議	
羽幌町:事務局、運営 ・後見人支援機能(意思決定支援、バックアップ支援) ・成年後見利用促進機能(受任調整支援)	羽幌町社会福祉協議会:構成員

(2)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対して、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
成年後見制度 利用支援事業	2件	1件	2件

《資料》計画策定の経過等

策定経過

期 日	内 容
令和6年2月7日	議会(文教厚生常任委員会)へ計画策定(保険料推計等)の方向性について報告。
令和6年2月29日	羽幌町介護保険事業計画審議会を開催、計画案の最終審議を行い、町長へ答申。
令和6年3月12日～15日	介護保険条例の一部改正議案の上程・議決(3月定例会)

羽幌町介護保険事業計画審議会委員(敬称略)

《医療》

佐々尾 航

米 山 一 夫

福 井 俊 之

《福祉団体》

柳 田 昭 一

小 川 礼 子

木 村 勇

《被保険者・地域代表等》

後 藤 英 文

小 松 貴 覚

佐々木 真実子

浮 田 香代子

藤 田 貴 子

鎌 田 美由紀

羽幌町
第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(成年後見制度利用促進基本計画)
(令和6年度～令和8年度)

発行年月:令和6年3月

編集・発行:羽幌町(健康支援課)

〒078-4106

羽幌町南6条3丁目

羽幌町すこやか健康センター

電話番号 0164-62-6020
